

「埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設」のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下、「県」という。)及び春日部市(以下、「市」という。)では、「埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設」について、ネーミングライツの命名権者(ネーミングライツパートナー)を次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設

(2)所在地

埼玉県春日部市南一丁目1番7号

(3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

2 募集の概要

(1)応募資格

ア 応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていることとします。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県、市はお支払いしません。

(2)応募条件

県、市が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県、市が希望する 契約期間	応募可能な 契約期間*2	愛称使用開始時期 (予定)
300万円以上	5年	3年以上5年以下	令和8年4月

*1 命名権料は、県、市が定める契約希望額以上とします。なお、御応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

*2 応募可能な契約期間内であれば、県、市が希望する契約期間よりも短期間での御応募

も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、県、市が希望する契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約の更新を保証するものではなく、優先交渉に当たっては、改めて応募書類を提出していただき、選定委員会において審査のうえ再選定します。また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年の年度末日までとなります。

3 愛称について

(1)命名に関する条件

- ア 公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、県民・市民の理解が得られるものとしてください。
- イ 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なものとしてください。
- ウ 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。
- エ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を県、市に書面により説明し、県、市から書面による同意を得た場合は、この限りではありません。
- オ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。また、公式書類などには正式名称を使用し、愛称は外部向け施設名称やイベントチラシなどに使用します。
- カ 愛称の一部に「ふれあいキューブ」を用いてください。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 県、市の公共性及びその品位を損なうもの
- エ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- オ 政治性のあるもの
- カ 宗教性のあるもの
- キ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- ク 市内及び周辺地域の商工業の発展を阻害するもの
- ケ 美観又は風致を害するもの
- コ その他県有資産の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただ

し、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することがあります。

4 愛称の表示箇所等(命名権者(ネーミングライツパートナー)のメリット)

(1)施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等(命名権者(ネーミングライツパートナー)のメリット)」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者(ネーミングライツパートナー)が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県、市及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在する春日部市の担当窓口(春日部市行政デジタル改革課)に相談願います。

※看板表示等の設置については、設置の可否、設置範囲、施工時期及びデザイン等について、県、市の関係機関との協議が必要になります。なお、屋外への看板表示等の設置については、埼玉県屋外広告物条例や埼玉県景観条例等の関係法令を遵守していただきます。

※看板表示等は、契約期間開始以降に変更し、契約期間が終了するまでに原状回復するものとします。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県市及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2)愛称表示以外の命名権者(ネーミングライツパートナー)に付与するメリット

ア 命名権者の商品等の館内展示広告スペースへの設置

イ 館内掲示等のPR

ウ 指定管理者が運営するホームページ及び SNS を用いた広報

ただし、いずれも県、市及び指定管理者と協議の上、施設の設置目的に反しないと認められる場合に限ります。

(3)メリット付与の提案

県、市が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

例)施設内における、自社製品、サービスコンテンツ等の展示プロモーションの実施、冠

イベントの実施、ホール優先利用など

(4)愛称普及に向けた県、市の取組について

ア 命名権者(ネーミングライツパートナー)決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県、市は、愛称の普及・定着を図るため、県、市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

(1) 命名権者(ネーミングライツパートナー)が負担

ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者(ネーミングライツパートナー)がその費用を負担して実施することとします。

イ 看板表示等の点検については、3年を超えない期間で点検を行ってください。なお、上端の高さが地上から4メートルを超える看板にあたっては、有資格者による点検を実施してください。また、必要に応じて、維持修繕を行ってください。

ウ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者(ネーミングライツパートナー)が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者(ネーミングライツパートナー)が負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

(ウ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)

(2)県、市が負担

県、市ホームページ、広報紙、県、市が発行する印刷物の表示費用は県、市が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者(ネーミングライツパートナー)の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6 命名権料の活用使途

原則として、命名権料を当該命名権料に係る施設の維持管理や運営に充てるものとします。

7 応募手続

(1)命名権者(ネーミングライツパートナー)の募集期間

令和7年10月20日(月)から令和7年11月25日(火)まで

(2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、市町村税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア 提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③命名権者(ネーミングライツパートナー)として県及び市と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

⑥役員名簿(様式6)

⑦愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑨直近3か年の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)

⑩法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請日前から3か月以内に取得したもの)

⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、市町村税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

※ 市町村税(法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税等)は、市町村発行の直近3事業年分の納税証明書を提出してください。

※ 申込書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

※ 提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。

※ 申込みを途中で辞退する場合は、辞退届を提出してください。

イ 提出・連絡先

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 総務・地場産業担当

TEL:048-830-3903

電子メール:a3770-11@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30~12:00及び 13:00~17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

郵送の場合は、申込期間内に到着するようにしてください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和7年10月20日(月)から10月31日(金)午後5時まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先:a3770-11@pref.saitama.lg.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tobufureai_nr.html

8 選定方法

- (1) 選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者(ネーミングライツパートナー)、応募の趣旨、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。
- (2) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。
- (3) 優先交渉順位の決定後、県、市は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県、市及び優先交渉権者三者の合意がなされたのち、正式に命名権者(ネーミングライツパートナー)として決定し、契約を締結します。交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県、市及び命名権者(ネーミングライツパートナー)間で締結します。
- (4) 決定した命名権者(ネーミングライツパートナー)については、県、市のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例及

び春日部市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。また、申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。

11 命名権料の納入

命名権者(ネーミングライツパートナー)は、命名権の対価として、県、市に命名権料を支払うものとします(命名権料に県、市が定める割合(県:市=60.88:39.12)を乗じた額となります。)。なお、配分割合に基づき算出した県市それぞれの命名権料に端数が生じた場合は、原則四捨五入するものとします。

命名権料の納入方法は、県、市が発行する納入通知書により、県、市が指定する期日までに年度ごとに当該年度分を一括で納入するものとします。

12 その他

(1)契約の解除

命名権者(ネーミングライツパートナー)の候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、命名権者(ネーミングライツパートナー)が応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、命名権者(ネーミングライツパートナー)として適当でないと認められるときは、県、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は命名権者(ネーミングライツパートナー)の負担とします。

(2)留意事項

ア 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、命名権者(ネーミングライツパートナー)の負担とします。

イ 命名権者(ネーミングライツパートナー)と同種の事業を行う民間事業者等が、ネーミングライツを導入している施設を利用する際、当該民間事業者等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認める場合があります。